

令和8年2月定例教育委員会会議録

○日 時 令和8年2月18日(水) 午後3時00分～午後4時34分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 成澤 和則  
1番 百瀬 克浩(教育長職務代理者)  
2番 佐藤 涼子  
3番 中村 公俊  
4番 小林 真貴子

○欠席委員

○出席議事説明職員氏名

教育部長	白幡 有	管理課長	石川 聡
管理課主幹	伊藤 智康	学校教育課長	秋山 尚志
学校教育課指導主幹	落合 正幸	社会教育課長	五十嵐 依久子
参事兼藤沢周平記念館長	沼沢 紀恵	次長兼スポーツ課長	阿部 三成
中央公民館長	観世 安司	図書館長	五十嵐 恭子
給食センター所長	大塚 昌史		

○出席事務局職員氏名

管理課課長補佐 上野 美嘉

【会議次第】

- 1 開会
- 2 市民憲章唱和
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議事  
日程第1 議第1号 令和8年度教育委員会基本方針について  
日程第2 議第2号 鶴岡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置  
実施計画の策定について  
日程第3 議第3号 鶴岡市立学校における学校運営協議会設置規則の一部改正に  
ついて  
日程第4 議第4号 鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について  
日程第5 議第5号 鶴岡市立学校プール管理規則の一部改正について  
日程第6 議第6号 鶴岡市スポーツ推進審議会委員の委嘱について  
日程第7 議第7号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出につ  
いて(非公開)
- 5 報告事項  
(1) 事務委任施設の使用料等改定に伴う条例改正について(非公開)  
(2) 藤島地域義務教育学校整備の進捗について

- (3) 新学校給食センター整備の進捗について
- (4) 文化芸術推進基本計画の改定について
- (5) 安倍家住宅の保存修理と活用について
- (6) 第3次鶴岡市子ども読書活動推進計画（素案）について
- (7) その他

6 閉会

## 開 会 (午後3時)

- 教育長 ただいまから令和8年2月の定例教育委員会を開会する。  
はじめに、市民憲章唱和を行う。  
(管理課長が先唱し市民憲章唱和)
- 教育長 本日の会議録署名委員は、2番委員に願います。  
それでは議事に入る。日程第1議第1号について、事務局より説明を願います。
- 管理課長 市教育委員会では、市の施策や「鶴岡市教育大綱」の理念のもと、年度ごとの教育行政の目標と、その達成に向けた方針をまとめた「鶴岡市教育委員会基本方針」を定めている。この「基本方針」の決定は、「鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第1条第1項に定める「学校教育又は社会教育に関する一般方針」に該当することから、令和8年度の方針策定に向け、本日、教育委員会にお諮りするものである。  
昨年度からの変更点について説明申し上げる。方針の前段にある説明文については、「そのために」以降の部分で記載の文言を変更した。  
一方、「教育目標」および「教育方針」については、令和6年度に策定した「第2期鶴岡市教育大綱」に基づいているため、変更はない。
- 教育長 ただいまの議第1号について、ご質問、ご意見はないか。  
なければ、議第1号について、賛同の方は挙手をお願いします。
- 各委員 (全員挙手)
- 教育長 全員挙手により可決された。  
続いて、日程第2に移るが、議第2号、議第3号、議第4号の3件は関連した議題のため、一括して議題とする。事務局より説明を願います。
- 学校教育課 令和7年6月18日に公布された「公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により、学校教育に関する複数の法律が一括で改正され、令和8年4月1日に施行されることに伴い、対応が必要となる計画策定及び規則改正を行うものである。  
公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に新設された第8条において、服務監督教育委員会に対し「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられたことから、本市においても「鶴岡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、法律施行日に合わせて令和8年4月1日から施行するものである。  
計画に沿って説明する。はじめに、この計画の趣旨と本市の現状を記載している。次に本市の現状を踏まえて、到達目標として時間と働きがいに分け合計6つの目標を設定した。(1)のア～ウにある時間外在校等時間

に関する目標の数値は、国及び山形県教育委員会が定めた目標に準じて設定した。(2)のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標は、学校教育課で行っているストレスチェックを活用し、令和7年度の結果をもとに数値を設定した。計画期間は令和8年度から10年度までの3年間としている。

以降は、具体的な取り組み内容を記載している。(1)は、「業務の3分類」を踏まえ、主に教育委員会が取り組むことを列記した。(2)は、(1)を受け、各学校が取り組むべき内容、(3)は、健康や福祉の面から取り組む内容を記載し、最後に、取組の方法や周知などを記載した。

続いて、議第3号について説明する。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法)が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

新旧対照表により説明する。地教行法第47条の5第4項の改正により、各学校の校長が学校運営協議会で承認を得ることとされている「学校運営に関する基本的な方針」に、「業務量管理・健康確保計画の実施に関する内容」を含めることが定められた。

これを受け、規則第4条第1項で各号列記している「学校運営に関する基本的な方針」に、第3号として「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。」を加え、以降の号の繰下げを行うものである。

続いて、議第4号について説明する。本件は、学校教育法が一部改正されたことに伴い所要の改正を行うものである。

新旧対照表により説明する。学校教育法第37条第2項の改正により、学校に新たに「主務教諭」を置くことができるようになったため、規則第14条に列記している学校に置くことができる職として、主幹教諭の後に「主務教諭」を加えるものである。また、この度の改正に合わせ、第4条第2項中「第1項」を条例や規則の表記上の慣例に沿った文言に修正している。

教育長

ただいまの議第2号から議第4号までについて、質問、意見はないか。

1番委員

第2号議案について、職員が各種休暇を取得する際の代替措置が整わず、欠員状態となり、非常に負担になっているという現場の声を聞く。

働き方改革として人員が増えればよいが、予算的な側面もあり、改善すると言い切るとは難しいと考える。それでも、教育委員会として、まず現状として学校で非常に負担となっている実態があるため、こうした計画の中に、取り組む姿勢などを盛り込んでいかかがか。

学校教育課長

意見に感謝する。

まず本計画については、計画の趣旨から教職員の健康管理などに資する内容について定めるものであるため、指摘のあった教職員の配置に関しては、これとは分けて取り組みたいと考える。

委員からの指摘のように、現状は県教委と連携し、市教委としても校長の協力を得ながら、欠員が生じないよう対応しているが、実際は指摘のような状況があるため、その点については、まず県教委と連携しながら引き続き取り組みたいと考える。

教育長

1番委員の指摘の通り、一番の働き方改革は、定数通りの教職員が配置されることが大前提であると考えます。その点について、現在も県教委に要望しているが、引き続き要望し、連携しながら配置されるよう努めていきたい。

教育長

他に質問、意見はないか。では議第2号から議第4号まで、一括して採決する。これらの議案について、賛同の方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

教育長

全員挙手により可決された。

次に、日程第5 議第5号について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課指導主幹

本件は、鶴岡、酒田、庄内の3市町の水道事業を統合した「庄内広域水道企業団」が設立され、令和8年4月から運営が始まることに伴い、一部改正の必要が生じたものである。

新旧対照表により説明する。水道事業の主体が「鶴岡市上下水道部」から「庄内広域水道企業団」に移ることから、第5条第1項、第2項、第4項および第5項の「上下水道部」を「庄内広域水道企業団」に改める。

教育長

ただいまの議第5号について、質問、意見はないか。

なければ、議第5号について、賛同の方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

教育長

全員挙手により可決された。

次に移る。日程第6 議第6号は人事案件である。また、議第7号及び報告事項(1)は、議会に上程される前の議題のため、非公開とすることにご異議はないか。

各委員

異議なし。

異議なしと認め、議第6号から議第7号まで及び報告事項(1)を非公開とする。

(会議録は別記録とする)

教育長

なければ、次に報告事項(2)について、事務局より説明をお願いします。

管理課長

基本構想については、1月の定例教育委員会終了後の1月22日に設立準備委員会、2月9日に地域説明会を開催し、構想案や施設の在り方について

て意見を伺った。

それらの意見を踏まえた上で、2月18日から市のホームページ及び管理課窓口にて、基本構想案に対するパブリックコメントを実施する。期間は3月19日までを予定しており、意見を提出できる方は、市内に住所または事務所を有する個人や団体、市内に在勤・在学している方、その他、市の政策に利害関係を有する方としている。提出方法は、書面の持参や郵送のほか、ファックス、電子メールでも可能である。

いただいた意見については、内容を精査した上で構想案に反映させ、3月の定例教育委員会に諮り、基本構想を決定する予定である。

教育長

ただいまの報告に質問、意見等はあるか。なければ、次に報告事項(3)について、事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長

2月17日、学校給食食農教育推進本部の第5回会議を開催した。その会議での報告事項で、「新給食センターの建設候補エリア」の選定状況として、白山の現鶴岡センターを中心とした西部周辺エリアを選定したこと、今後、このエリアの中から建設地を絞り込んでいくことを説明した。

また、協議事項では、「新給食センターにおける調理運営主体のあり方」を議題とした。本市の調理業務は、5つのセンターのうち鶴岡センターは直営調理、他の4つのセンターは委託調理である現状を踏まえ、新センターでの調理運営主体について、3つの項目で分析結果を説明した。

1つ目の、これまでの直営・委託方式による給食提供の分析では、いずれも適正であり、児童生徒のアンケートでも高い評価を受けていること。2つ目の新センターにおける給食の質の確保についても、いずれの方式でも適切な対応は可能であること。3つ目の調理業務のコスト比較については、委託方式の方が柔軟な雇用形態を選択できることから、委託方式の方がコストは優位であること。

これらの分析を基に、庁内での検討結果としては、現状では、直営・委託いずれも業務は適正に行われており、新センターにおいても、いずれの方式でも給食の質の確保は可能であるが、長期的なコストが有利な点を考慮し、調理業務は委託方式を選定することを示した。

検討結果を踏まえた業務全体の役割分担については、新センターでは、調理・洗浄業務は民間事業者となるが、給食提供の根幹である献立作成・食材調達・検収は引き続き市が責任をもって行っていくことを示した。

委員からは、調理業務の直営・委託にかかわらず、給食の質を保つためには、生産者や栄養教諭、調理員のコミュニケーションが重要であるので、その仕組みを作り、安心できる運営体制を構築して欲しいなどの意見をいただいた。

学校給食食農教育推進本部はこれが最終回となる。これまでいただいた

意見を踏まえ、基本計画を作成し、4月にパブリックコメントを予定している。そのうえで、夏前を目途に教育委員会に諮り、計画を策定することとしている。

教育長 ただいまの報告に質問、意見等はあるか。

1 番委員 業務委託については、以前の検討でも、その方向性が示されており、当時から課題になると想定していたことであるが、新センターの調理業務を委託した場合、現在の職員の処遇等について、現段階でどのように考えているか。

学校給食センター所長 現在の鶴岡センターの調理員は60名ほどで、そのうち、正職員は30名ほどである。その方達の身分は技能職員であり、職務は必ずしも調理に限定されていないため、例えば、同じ現業職場である学校技能士や環境政策課、保育園の調理員等への配置転換が想定される場所である。

一方、会計年度任用職員などに関しては、委託化した場合、民間事業者への発注時に、地元採用を優先するなどの項目を仕様書に付け加えることは可能であると考えている。今後、円滑に対応できるよう検討していく。

教育長 他に質問、意見はないか。なければ、次に報告事項（4）及び（5）について、事務局より一括して説明をお願いします。

社会教育課長 この計画は、観光や福祉、教育、まちづくり、産業などの分野と関連しながら、文化芸術の振興をはかり心豊かな鶴岡の未来を拓くことを目的に、令和3年8月に策定した。第1期の推進期間は令和3年度から今年度までの5年間となっており、現在、第2期の策定作業を進めている。次期計画に向けた方針としては、計画の期間は、令和8年度から12年度までの5年間とし、教育委員会所管の文化芸術の施策に関する内容を中心に、軽微な見直しを行う。また、基本方針の各項目に、新たに重点的に取り組む視点を設定する予定である。

基本方針1「伝統的な文化芸術の継承と活用に努めます」では、「民俗芸能を通じた地域文化の継承と活性化の推進」を重点施策とする。

基本方針2「多様な文化芸術の創造と発展を目指します」では、「文化芸術を通じた次世代育成の推進」を重点施策とする。

基本方針3「文化芸術の根づいた活力ある社会をつくります」では、「文化芸術を通じた心身の健康と社会参加の促進」と、「文化観光を通じた文化の継承と地域経済の好循環の創出」の2つを重点施策とする。

策定体制とスケジュールについては、今年度、鶴岡市文化芸術推進委員会を設置し、有識者等から意見を頂戴する会議を2回開催した。4月には再度委員会を開催し、パブリックコメントののち、6月には定例教育委員会に提案し、9月に第2期計画の開始を予定している。

続いて、安倍家住宅の保存修理と活用について経過を報告する。はじめ

に、安倍家住宅及びその隣地について説明する。安倍家住宅は、安政6年に建てられた茅葺屋根の武士住宅で、敷地の広さや間口に大きな変化がなく、江戸後期の百石取級の武士住宅の状況を極めてよく伝えていることから、令和5年1月に鶴岡市指定文化財に指定されている。また、その東隣の土地は、北海道開拓に尽力した松本十郎の生家跡地で、現在、第三学区放課後児童クラブの整備を進めているところある。さらに、道路を挟んで南側には、元々お城の三ノ丸のお堀として使用されていた「外堀堰」があり、鶴岡の歴史を伝える文化資源がまとまって存在する場所である。

次に、これまでの経過と今後についてであるが、「安倍家住宅」については、令和5年の市指定文化財への指定後、所有者より寄附を受け、現在、市の所有となっている。令和6年度から、文化財保護審議会委員や地元町内会、隣接する学童施設及び観光関係者からなる利活用検討会を開催し、文化財の保存と活用に向けて連携して取り組んできた。

安倍家住宅については、令和7年度から2ヶ年で茅葺屋根の葺き替えを実施するとともに、復原修理工事に向けた実施設計を行っている。令和9年度には構造体等復原修理工事を実施し、令和10年度の敷地等の整備を経て、供用開始を予定している。隣地の整備については、令和6年度から7年度までで実施設計を行い、令和8年度から2ヶ年かけて環境整備工事を行う。駐車スペース、標柱や案内板の設置、エゾヤマザクラの植樹等の整備を行い、令和9年度の供用開始を予定している。

それぞれの保存修理完了後の活用の方向性としては、藩政期の武士の暮らしを伝える歴史・観光資源、まち歩きのスポットとして、また、地域住民に親しまれる場所として活用していくものである。

教育長

ただいまの報告に質問、意見等はあるか。

なければ、次に報告事項（6）について、事務局より説明をお願いする。

図書館長

「第3次鶴岡市子ども読書活動推進計画」の最終案について報告する。

この計画の目指すところとして家庭、学校、地域などが連携して、子どもが本に触れ楽しさを知るきっかけを広げるとともに、読書環境の整備を通じて、生涯にわたる学びへとつながる子どもの読書活動を推進することをあげている。

計画の対象は0歳から18歳までであるが、読書活動の推進については、大人も含めている。目指す子どもの読書活動の姿を『～「本とっしょ」読書の楽しさを知ることで、言葉を育み、主体的に考え、豊かに表現する子ども～』としている。

計画の基本方針の3つの柱である「子どもの近くに本がある暮らし」「子どもの近くに本の渡し手がいる暮らし」「子どもの近くに読書活動を

見守る人がいる暮らし」については、これまでの取り組みとの連続性が必要と考え、継続した形にしている。

次に数値目標についてだが、児童読書蔵書冊数は、10冊以上目標数値を上げているが、その他の項目については、第2次計画で、達成に至らなかったため、引き続き同じ数値を目標とした。これまでのアンケートから図書館での貸出冊数のほかに、子どもたちは、学校の図書館でも本を読んでいる実態がわかったことから、学校図書館の利用状況を参考数値として記載した。

目指す子どもの読書活動を実現していくための、年代別の取り組みについては、図書館だけではなく、子育てや教育に関わる、市の各課が進める事業を位置付け、全庁的に子どもの読書活動を推進していくこととした。

本計画の表紙は、現在配布している子供読書活動推進パンフレットの表紙である。つちだよしはる先生から快諾をいただき活用した。計画の3本柱の、まず、子どもの近くに本があって、渡し手がいて、読書活動を見守る人がいるというのをイメージしたイラストになっている。

今回の計画案の特徴は、年代ごとに、取組事例を紹介したページである。かたばみ保育園の活動紹介をまとめているが、このように年代ごとの取組の事例集をページの中に差し込みし、計画期間中、現場の方々にも活用していただけるような形とした。

本日から30日間をパブリックコメントの期間としており、ホームページ、図書館本館、各分館で手に取ることができる。

そこでいただいた意見などを反映し、3月の定例教育委員会に諮り計画を策定する予定である。

教育長

ただいまの報告に質問、意見はないか。

2番委員

図書館の本館改築が白紙になったということであるが、そこに至るまでの色々な方からの意見や、コミュニティを作つての話し合いがあったと思うが、そういった意見はこの計画には反映されているのか。

図書館長

この度の計画にも取り入れられるものは取り入れている。例えば、主な具体的な取り組み例として、高校生において、市立図書館での読書や自習のための居場所の提供、それから市立図書館と高校図書委員との連携とあるが、居場所の提供については、新館整備に向けた市民対話の中でも非常に要望が高かったところであるので、本計画にも位置付けている。

教育長

他に質問や、意見はないか。その他、報告事項はあるか。

なければ、委員から何かあるか。

ないようであるので、これをもって2月の定例教育委員会を終了する。

閉 会 （午後4時34分）